

調 達 公 告

地域密着型総合評価方式による制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。
本件入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和8年4月1日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）、鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領（令和7年3月25日付第202400302709号鳥取県県土整備部長通知。以下「総合評価実施要領」という。）及び鳥取県建設工事等電子入札執行要領（令和8年5月21日付第202600051475号鳥取県県土整備部長通知）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和8年9月24日

鳥取県八頭県土整備事務所長 森 泰雄

発 注 業 務	業 務 名		姫路川砂防メンテナンス工事「測量設計業務委託」			
	業 務 場 所		八頭郡八頭町姫路			
	業 務 内 容		測量業務 路線測量 L=0.01km 用地測量 A=0.1万m2 設計業務 護岸詳細設計 一式 砂防施設補修詳細設計 一式			
	履 行 期 間		令和9年3月15日限り			
	発 注 業 種		土木関係建設コンサルタント業務			
	業 種		測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務			
	業 務 分 野		土木関係建設コンサルタント業務（砂防、治山及び地すべり対策分野（砂防施設設計））			
	予 定 価 格		7, 5 3 1, 7 0 0円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発 注 機 関		鳥取県八頭県土整備事務所			
	入 札 参 加 者 の 条 件	会 社 要 件	単独・共同企業体の別		単独	
本 店 所 在 地			本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5測量等業務の項の右欄に定める条件を具備していること。			
入 札 参 加 資 格			土木関係建設コンサルタント業務			
建設コンサルタント登録			いずれかの部門を有すること。			
常 勤 全 技 術 者 数			10名以上			
資 格 技 術 者 数			鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知。以下「実施要綱」という。）別表第4に規定する発注業種に係るA級要件を満たすこと。			
同 種 業 務			—			
同 種 業 務 実 績			—			
配 置 技 術 者 要 件		測 量 業 務	主任技術者	特定資格	測量業務共通仕様書に定める者を配置すること。	
				同種業務 履行実績	—	
		土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者	特定資格	設計業務共通仕様書に定める者を配置すること。なお、コンクリート診断士は認めない。	
				同種業務 履行実績	—	
			照査技術者	特定資格	設計業務共通仕様書に定める者を配置すること。なお、コンクリート診断士は認めない。	
				同種業務 履行実績	—	
		補償関係コンサルタント業務	主任担当者	特定資格	補償業務管理士（いずれの部門でも可）又は補償業務管理者（いずれの部門でも可）	
				同種業務 履行実績	—	
			照査技術者	特定資格	なし（用地調査業務共通仕様書の資格要件は定めない。）	
				同種業務 履行実績	—	
		そ の 他		配置技術者及び担当技術者は、実施要綱に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者でなければならない。		
成 果 品 重 点 確 認 落 札 者 の 条 件	成果品重点確認落札者の条件		当該業務の入札には成果品重点確認価格（鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第2条に規定する価格をいう。以下同じ。）を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の重点配置技術者を配置しなければならない。			
	重点配置 技術者要件	土木関係建設コン サルタント業務	管理技術者	特定資格	技術士（技術部門：総合技術監理又は建設、選択科目：河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCM（専門技術部門：河川、砂防及び海岸・海洋部門）	
				同種業務 履行実績	—	
			照査技術者	特定資格	技術士（技術部門：総合技術監理又は建設、選択科目：河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCM（専門技術部門：河川、砂防及び海岸・海洋部門）	
				同種業務 履行実績	—	

応募方法	提出場所及び様式の交付場所		鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課		住所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100
					電話	0858-72-3853
	入札参加書類		入札参加申込書（一般的事項等告示様式第1号）のうち、入札参加条件として必要な項目について記載するとともに、必要な書類を添付すること。			
	持参書類		応募書類の記録の容量が3メガバイトを超えるなど電子入札システムにより送信できない場合は、入札執行者の指示により入札参加書類を提出する。			
	提出部数		1部			
	郵送の可否		不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、必要な書類を添付の上、送信する。）			
入札手続	入札方式		電子入札			
	質問提出期限		令和8年9月25日（金）午後4時まで			
	回答期限		令和8年9月28日（月）午後5時15分まで			
	入札書提出期間		令和8年9月29日（火）午前9時から令和8年10月1日（木）午後4時まで			
	開札日時		令和8年10月2日（金）午前9時5分から			
	入札保証金		開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。			
	適用される制度		1 成果品重点確認制度 （1）成果品重点確認実施要綱第2条に規定する成果品重点確認業務となったときは、落札予定者は同要綱第8条の規定により、指定された期限内に重点配置技術者調書を提出すること。落札予定者が同調書を指定された期限内に提出しない場合、その者の入札は無効とする。 2 低入札価格調査制度 鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知。以下「低入札価格調査要綱」という。）第2条に規定する調査基準価格を設けており、これを下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）に対して低入札価格調査を実施する。同調査に応じる意向がある者は、入札書と同時に低入札調査意向確認書（以下「意向確認書」という。）を提出すること。低価格入札者が意向確認書を提出していない場合又は意向確認書を提出し指定された期限内に低入札価格調査に係る書類を提出しない場合は、その者の入札は無効とする。 3 成果品重点確認価格及び調査基準価格の算定は、鳥取県県土整備部測量等業務調査基準価格及び成果品重点確認価格設定要領（平成30年3月29日付第201700316046号鳥取県県土整備部長通知）によるものとする。			
支払条件			単年度			
業務関係図書の閲覧場所			鳥取県入札情報公開サービス（ http://nyusatsu.pref.tottori.jp ）			
問い合わせ先	入札手続	鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課		住所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100	
				電話	0858-72-3853	
	入札手続外	鳥取県八頭県土整備事務所計画調査課		住所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100	
電話	0858-72-3926					
備考			1 成果品重点確認実施要綱 成果品重点確認価格を下回る価格で契約した業務には、次に掲げる措置をとるものとする。 （1）測量等業務の履行体制の確認 （2）業務計画書の内容の聴取 （3）業務の節目毎の照査報告 （4）現地作業を伴う業務における履行確認の強化 2 低入札価格調査要綱 調査基準価格を下回る価格で契約した業務には、1に加え次に掲げる措置をとるものとする。 （1）契約保証の不免除 （2）前金払率の低減 （3）配置技術者の専任配置 （4）第三者照査の義務化 3 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日（休日を除く。）の正午までに提出するものとする。 4 入札閲覧設計書に関する質問は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容）においてのみ受付けるものとする。 5 入札閲覧設計書に関する積算条件の変更等がある場合は、入札情報サービスの発注図書情報の画面に積算条件情報として回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。 6 落札予定者が提出した技術評価点に関する調書（様式第1号）の記載内容に誤りがあり、内容訂正により技術点数が減となる場合は失格とする。 7 総合評価実施要領 （1）配置技術者が、県土整備部発注の対象業務（入札書提出期間の前日までに選任通知書が提出され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において同一発注業種の配置技術者（複数の業種からなる業務における配置技術者を除く。）として選任されている地域密着型(若手技術者育成支援モデル業務を含む)の業務（以下「配置技術者の手持ち業務」という。）の件数が3件未満であること。 （2）総合評価実施要領第7条に示す会社の手持ち業務件数は、令和8年4月1日以降に落札した業務（若手技術者育成支援モデル業務を含む）を対象とする。 （3）システム上の問題により、加点の対象とはならない配置予定技術者が選択できないため、該当する技術者を配置する場合は特例措置の対象とする。詳細は県土総務課HP（https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=94275）を確認すること。 （4）本業務は総合評価実施要領の運用について（令和8年3月17日付第202500267164号県土整備部長通知）の対象業務であり、入札結果に疑義があるときは、落札決定を保留した旨の通知を受けた日の午後4時までに発注機関に書面で申し出ること。 8 予定価格算出のための単価は、令和8年9月10日（一部改定）の9月単価（https://www.pref.tottori.lg.jp/45148.htm）を適用している。			